主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担する。

理 由

弁護人吉岡大輔の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年五月四日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
一 郎	唯	村	谷	裁判官

裁判官小谷勝重は出張中につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 霜 山 精 一